

社会福祉法人共生会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人共生会（以下「当法人」という）定款第8条および第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）及び評議員（以下「役員等」とする）の報酬等について定めるものとする。

(報酬等の支給)

第2条 役員等には、業務に応じた報酬を支給することとし、賞与及び退職手当は支給しない。

(役員等の報酬等の算定方法)

第3条 役員等に対する報酬等の額は、次の各号による報酬等の区分に応じて定めるものとする。

- (1) 報酬については、当該会議等の出席及び法人・施設業務のための出勤時、日額10,315円とし、交通費は実費を支給する。
- (2) 役員等が職務のため出張をしたときは、愛信学園旅費規程に基づき、旅費（交通費、日当、宿泊料）を支給する。

(当法人職員給与との併給)

第4条 当法人の職員を兼ね、職員給与を支給している者の役員等報酬は支給しないものとする。

(公表)

第5条 当法人は、この規程をもって、社会福祉法第59条の2第3項に定める報酬等の支給の基準として公表する。

(改廃)

第6条 この規程の改廃は、評議員会の決議によって行う。

(補則)

第7条 この規程の実施に関し必要な事項は、理事長が評議員会の承認を経て、別に定めることとする。

附則 この規程は、平成29年6月24日より施行する。